

[民 法]

次の文章を読んで、後記の【設問1】及び【設問2】に答えなさい。

解答に当たっては、文中において特定されている日時にかかわらず、試験時に施行されている法令に基づいて答えなさい。なお、民法以外の法令の適用について検討する必要はない。

【事実】

1. Aは、建築設計工事等を業とする株式会社である。Bは、複合商業施設の経営等を業とする株式会社である。Bは、Aとの間で、令和4年4月1日、Bの所有する土地上にAが鉄筋コンクリート造の5階建て店舗用建物（以下「甲建物」という。）を報酬2億円で新築することを内容とする建築請負契約（以下「本件請負契約」という。）を締結した。
2. 本件請負契約の締結に当たって、Bは、Aに対して、「外壁の塗装には塗料αを使用してほしい。」と申し入れ、Aはこれを了承した。塗料αは、極めて鮮やかなピンク色の外壁用塗料である。
3. Aの担当者が近隣住民に建築計画の概要を説明した際に、地域の美観を損ねるとして多数の住民から反発を受けたため、Aは、周辺の景観に合致する、より明度の低い同系色の外壁用塗料である塗料βで甲建物の外壁を塗装することとした。
4. 令和7年10月25日、塗料βによる外壁塗装を含む甲建物の工事が完了した。同月30日、Aは、Bに対して、甲建物を引き渡した。
5. 令和7年10月31日、Bは、Aに対して、「塗料αは、Bの運営する他の店舗でも共通して用いられており、Bのコーポレートカラーとして特に採用したものである。外壁塗装に塗料βを使用したことは重大な契約違反である。この件の対処については、社内で検討の上、改めて協議させてもらおう。」と申し入れた。
6. 塗料βは、塗料αよりも耐久性が高く、防汚防水性能にも優れており、高価である。そのため、外壁塗装を塗料αで行った場合の甲建物の客観的価値よりも、外壁塗装を塗料βで行った場合の甲建物の客観的価値の方が高い。

【設問1】

【事実】1から6までを前提として、次の問いに答えなさい。

- (1) Bが塗料αによる再塗装を求めたが、Aがこれを拒絶した場合において、Bは、Aに対して、本件請負契約に基づく報酬の減額を請求している。Bの請求が認められるか、【事実】6に留意しつつ論じなさい。
- (2) Aが塗料αによる再塗装を行う旨の申し入れを行ったが、Bがこれを拒絶した場合において、Bは、Aに対して、再塗装に要する費用を損害としてその賠償を請求している。Bの請求が認められるか論じなさい。

【事実】

7. Cは、個人でラーメン店を経営し、全国に多数の店舗を有する。Dは、創業当時からCの従業員として重要な貢献をしてきたが、独立して自分のラーメン店を持ちたいと思うようになり、その旨をCに伝えた。
8. Cは、Dの長年の功勞に報いたいと考え、Cの所有する土地及びその上の店舗用建物（以下併せて「乙不動産」という。）を無償でDに貸すが、固定資産税はDに負担してほしいと申し出た。Dは、この申出を受け、令和2年1月10日、Cとの間で、上記の内容を記した覚書（以下「本件覚書」という。）を取り交わして使用貸借契約を締結し、これに基づいて乙不動産の引渡しを

受けた。

同年3月1日、Dは、乙不動産においてラーメン店（以下「本件ラーメン店」という。）を開業し、乙不動産の固定資産税を同年分からCに代わり毎年支払った。

9. 令和8年1月、Cは死亡し、子EがCを単独相続したが、Eは、詳しい事情を知らないまま、乙不動産の固定資産税をDに支払ってもらっていた。なお、乙不動産の登記名義人は、Cのままであった。

10. 令和9年3月1日、Dは死亡し、乙不動産は本件ラーメン店の従業員により閉鎖された。

Dを単独相続した子Fは、本件ラーメン店の営業には全く関与していなかったが、乙不動産はDがCから贈与を受けたものと理解していた。そこで、Fは、Eに対して、「乙不動産は、DがCから贈与を受けたものであるから、相続を機会に、登記名義を自分に移したい。」と相談した。Eは、固定資産税をDが支払っていたのはそういうわけだったのかと納得し、同年4月1日、乙不動産の登記名義人をFとするために必要な登記が行われた。

その後、Fは、本件ラーメン店の営業を引き継ぐことを決意し、同年5月1日、前記従業員から乙不動産の管理を引き継ぎ、間もなく営業を再開した。Fは、令和29年に至るまで、乙不動産において本件ラーメン店の営業を継続している。

11. 令和29年3月、Eは、本件覚書を発見し、CからDへの乙不動産の贈与が行われていなかったことを知った。同年4月1日、Eは、Fに対し、所有権に基づき、乙不動産の明渡しを請求する訴えを提起した。これに対して、Fは、同月15日、乙不動産の20年の取得時効を援用した。

【設問2】

【事実】7から11までを前提として、【事実】11においてFが援用する乙不動産の取得時効の成否について論じなさい。



表

| | | | |
|------|------|------|--|
| 試験科目 | 受験番号 | フリガナ | |
| 民法 | | 氏名 | |

令和6年12月15日実施 過去問プレゼミ 民法
 令和4年度予備試験民法
 講師：弁護士 井口賢人（江川西川綜合法律事務所）
 <k.iguchi@egawa-law.jp>

民法
1 頁

| |
|----|
| 1 |
| 2 |
| 3 |
| 4 |
| 5 |
| 6 |
| 7 |
| 8 |
| 9 |
| 10 |
| 11 |
| 12 |
| 13 |
| 14 |
| 15 |
| 16 |
| 17 |
| 18 |
| 19 |
| 20 |
| 21 |
| 22 |

明治大学法曹会 司法試験予備試験答案練習会

民法
2 頁

| |
|----|
| 23 |
| 24 |
| 25 |
| 26 |
| 27 |
| 28 |
| 29 |
| 30 |
| 31 |
| 32 |
| 33 |
| 34 |
| 35 |
| 36 |
| 37 |
| 38 |
| 39 |
| 40 |
| 41 |
| 42 |
| 43 |
| 44 |

明治大学法曹会 司法試験予備試験答案練習会



裏

(注意事項)

1 答案用紙の種類

本答案用紙は、憲法の答案用紙です。

行政法の答案を本用紙に記載して提出した場合には、試験時間内に申し出があった場合を除き、零点となるので、注意してください。

なお、試験時間に答案用紙の取違えに気付いた場合には、試験監督員の指示に従ってください。(試験時間終了後の答案用紙の取違えの申出は一切応じません。)

2 答案用紙の取扱い

答案用紙の取替え、追加配布はしませんので、汚したり曲げたりしないでください。

3 答案作成上の注意

(1) 答案は横書きとし、解答欄の枠内に頁数に従って書き進めてください。なお、解答欄の枠外(着色部分及びその外側の余白部分)に記載した場合には、当該部分は採点されません。

(2) 答案は、黒インクのボールペン又は万年筆(ただし、インクがプラスチック製消しゴム等で消せないものに限る。)で記載することとし、これ以外で記載した場合には、無効答案として零点となります。

(3) 答案を訂正するときは、訂正部分が数行にわたる場合は斜線で1行の場合には横線で消して、その次に書き直してください。

(4) 答案用紙の表裏を書き進めて答案を作成した場合には、表が白紙の時は「裏から記載」、それ以外の時は「裏から記載」とだけ、試験期間中に表の解答欄に記載してください。(試験時間終了後に記載することは認めません。)

(5) 答案用紙の※印の欄には何も記載しないでください。

4 その他

解答欄に受験者の氏名又は特定人の答案であると判断される記載のある答案は無効答案として零点となります。

令和6年12月15日実施 過去問プレゼミ 民法
令和4年度予備試験民法
講師：弁護士 井口賢人 (江川西川綜合法律事務所)
<k.iguchi@egawa-law.jp>

民法
3
頁

45

46

47

48

49

50

51

52

53

54

55

56

57

58

59

60

61

62

63

64

65

66

67

68

69

70

71

72

73

74

75

76

77

78

79

80

81

82

83

84

85

86

87

88

民法
4
頁

令和6年12月15日実施 過去問プレゼミ 民法（令和4年度予備試験民法）
講師：井口賢人（江川西川綜合法律事務所）
<k.iguchi@egawa-law.jp>

参考答案

[民法]

第1 設問1

1 小問(1)

Bが行うべき報酬の減額請求は、民法(以下、「民法」は省略。)第559条の規定によって請負契約にも準用される563条1項の報酬減額請求である。以下、同条の要件を充足するか検討する。

(1) 同減額請求を行うには、Aに契約不適合責任(562条1項)が生じていることが前提となる。

この点、本件請負契約締結にあたってBは、Aに対し「外壁の塗装には塗料αを使用してほしい。」と申入れ、Aは受け入れているため、建物を塗料αで塗装することは契約の内容になっている。

しかしながらAは、甲建物を塗料βで塗装して引き渡しているから、同条同項の「引き渡された目的物が」、「契約の内容に適合しないもの」の要件を満たす。

(2) 上記契約不適合について、BはAに対して再塗装を求めたが、Aはこれを拒絶しているため、559条によって準用される563条2項2号の「履行の追完を拒絶する意思を明確に表示したとき。」に該当し、Bは代金の減額を請求することができる。

(3) この点、Aからは塗料βは、塗料αよりも耐久性が高く、防汚防水性能に優れて高価であって、これによって塗装した建物の方が、客観的価値が高いことを反論する可能性がある。

しかしながら、Bは、塗料αをコーポレートカラーとして使用しており、自社店舗を同塗料で塗装して欲しいと考えて、塗料αを特

に採用して本件請負契約を締結したものである。そのため、建物の客観的価値の高低はAの契約不適合責任の成否と関係しない。

(4) よって、Bは、Aに対し、本件請負契約に基づく代金支払債務について代金減額請求をすることができる。

2 小問(2)

前述の通り、Aは契約不適合責任を負っているところ、BがAに対して行うべき損害賠償請求は、415条1項本文に基づく損害賠償請求であると考えられる。以下、同請求の当否を検討する。

(1) 前述したとおり、Aは、甲建物を塗料αによって塗装して引き渡さなければならなかったにもかかわらず、独断で塗料βに塗装して引き渡しているため、「債務者がその債務の本旨に従った履行をしないとき」(415条1項本文)に該当する。また、Bは、Aが塗料βで塗装した甲建物を、塗料αで再塗装しなければ自社店舗として使用することができないため、再塗装に関して発生した費用は、Aの債務不履行と相当因果関係を有する「損害」であるといえる。

従って、Bは、Aに対して損害賠償請求できるように思える。

(2) これに対し、塗料βを用いたことは近隣住民からの反発に配慮したものであるから、債務者の責めに帰することができない事由によるもの(同条同項但書)であるとの反論が考えられる。

しかしながら、近隣住民からの反発は甲建物に対する事実上の妨げにすぎず、何ら完成を困難にするものではない。加えて、かかる近隣住民からの反発について、Aは、Bと相談することも可能であっ

たにもかかわらず、これを怠って独断で塗料βを使用したものであるから、Aに帰責性がないとはいえない。

(3) 上述の通り、塗料αの使用は、Bのコーポレートカラーであることに関係するものであるため、甲建物の再塗装は、本件売買契約の内容からして当然の帰結であるから、塗料βで塗装した場合、塗料αを使用した場合よりも客観的に価値が上がることは、本件と関係せず、Bの請求を妨げるものではない。

(4) なお、Aの再塗装を申入れは、履行の追完の申し入れであると評価できるが、複数の債権がある場合にいかなる権利を行使するかは原則として債権者の自由であって追完請求権が優先するものではないものと解する。

(5) よって、Bの請求は認められる。

第2 設問2

1 Eの所有権に基づく乙不動産の明渡請求に対し、乙は、乙不動産の取得時効を主張して、請求を排斥することができるか。

以下、取得時効(162条1項)の要件について検討する。

2 (1) 同条の要件の占有者の「所有の意思」の有無は、占有取得の原因・権限の客観的性質を基準として判断される。

乙不動産は、当初、CがDに対して、使用貸借契約に基づいて引き渡したものであるから、Dの占有は、自らの所有の意思を持たない他主占有に過ぎない。そのため、同占有を相続によって承継取得したFも他主占有を取得したに過ぎない。

(2) しかし、Fは、乙不動産の占有をDから相続によって取得しているところ、これが「新たな権原」(185条)による占有の開始といえ、自主占有への性質の変換があったとはいえないか。

この点、相続人が物を支配する場合、被相続人の占有と相続人の占有で性質が異なることは有り得るところ、自主占有を信じて占有を行う相続人を保護する観点から、相続を「新たな権原」とする自主占有への転換は認められるべきと解する。他方で、他主占有を信じる所有者の権利保護にも配慮する必要があるから、相続による自主占有への転換が認められるのは、相続人による事実的支配が外形的客観的に独自の所有の意思に基づくとは解される事情がある場合に限られるものと解する。

(3) 本問でFは、令和9年4月1日に乙不動産の登記名義人をFとする登記手続を行っている。しかし、この時点では乙不動産の管理は本件ラーメン店従業員によって行われており、相続人による事実的支配が外形的客観的に行われているものとはいえない。

Fによる事実的支配が行われるのは、乙不動産の管理が、Fに引き継がれて本件ラーメン店が再開された令和9年5月1日頃のことであるといえるから、時効の起算点となる自主占有への転換点は同頃である。従って、本問の時点である令和29年4月14日時点では、Fの取得時効は完成していない。

3 よって、Fの取得時効の援用の主張は認められない。

以上

12月15日 令和4年予備試験（民法） レジюме

1 法解釈とは

- ・法律の条文は、様々なケースに対応できるようある程度広く書かれている。
実際の細かいケースに対して、条文が適用できるのかどうかを考える。

→法解釈

<刑法235条>

「他人の財物を窃取した者は、窃盗の罪とし、十年以下の懲役又は五十万円以下の罰金に処する。」

→「財物」って何？

- ・隣の家から電気を盗用したらどうなる？（刑法245条参照）
- ・情報を盗んだ場合は？（東京地判S59.6.28参照）
- ・汚れたティッシュは？（東京高判S45.4.6参照）

→「窃取」とはどういう場合？

- ・池の鯉を逃がす行為は？
- ・物を隠すつもりで動かした場合は？（大判T4.5.21参照）
- ・一時使用して返すつもりがある場合は？（最決S43.9.17参照）

○条文を解釈して、適用できる範囲を決める。

2 裁判で何をするのか。

①当事者が事実を主張する。

- ・BがAの物を盗んだ。
- ・Aには物の所有権がある。Bに対して返還請求を行う。

②主張した事実を、証拠で裏付ける。

- ・Aには物の所有権がある→購入を証明するレシート
- ・物を盗んだ→監視カメラ映像

→証拠によって「Aが買った物を、Bが盗んだ」と裏付けられた。

③法律を適用する。

<民法第206条（以下、民法省略）>

所有者は、法令の制限内において、自由にその所有物の使用、収益及び処分をする権利を有する。

→盗んだ者に対して、所有権に基づく返還請求権があると解釈できる。

④結論

判決「Bは、Aに対し、物を引き渡せ」

3 司法試験では何をするのか。

①・②（事実認定）は、主に司法試験合格後の司法研修所で学ぶ。

③・④が司法試験の主な内容。

短答式試験では、③の条文の知識を問われる。

論文式試験では、③の条文を解釈して、④の結論を導く能力を問われる。

論文式試験は、知識だけで受かる試験ではなく、知識を前提に、法律をどのように使うのかということ問われる。

4 設問1

(1) 小問(1)

○前提として、AとBの間には、請負契約が締結されている。

< (請負) 第632条 >

請負は、当事者の一方がある仕事を完成することを約し、相手方がその仕事の結果に対してその報酬を支払うことを約することによって、その効力を生ずる。

⇒仕事と報酬が対価関係にある⇒「有償契約」と呼ばれる契約の類型。

< (有償契約への準用) 559条 >

この節の規定は、売買以外の有償契約について準用する。ただし、その有償契約の性質がこれを許さないときは、この限りでない。

⇒売買契約に関する民法の規定が、請負契約にも使える。

○Bは、Aに再塗装を拒否されたので、代金を減額したいといっている。

< (買主の追完請求権) 第562条 >

引き渡された目的物が種類、品質又は数量に関して契約の内容に適合しないものであるときは、買主は、売主に対し、目的物の修補、代替物の引渡し又は不足分の引渡しによる履行の追完を請求することができる。ただし、売主は、買主に不相当な負担を課するものでないときは、買主が請求した方法と異なる方法による履行の追完をすることができる。

2 (略)

< (買主の代金減額請求権) 563条 >

前条第一項本文に規定する場合において、買主が相当の期間を定めて履行の追完の催告をし、その期間内に履行の追完がないときは、買主は、その不適合

の程度に応じて代金の減額を請求することができる。

2 前項の規定にかかわらず、次に掲げる場合には、買主は、同項の催告をすることなく、直ちに代金の減額を請求することができる。

一 (略)

二 売主が履行の追完を拒絶する意思を明確に表示したとき。

三～四 (略)

3 第一項の不適合が買主の責めに帰すべき事由によるものであるときは、買主は、前二項の規定による代金の減額の請求をすることができない。

○「契約の内容に適合しない」とは何か。

→塗料 α の使用は、契約の内容か？

→塗料 β で塗装した場合、「契約の内容に適合しない」なのか？

○塗料 β を用いた場合の方が価値は高いのに、代金は減額されなければならないのか？

⇒結論

(2) 小問(2)

○Bは、再塗装の費用について損害賠償請求したいといっている。

< (債務不履行による損害賠償) 第415条 >

債務者がその債務の本旨に従った履行をしないとき又は債務の履行が不能であるときは、債権者は、これによって生じた損害の賠償を請求することができる。ただし、その債務の不履行が契約その他の債務の発生原因及び取引上の社会通念に照らして債務者の責めに帰することができない事由によるものであるときは、この限りでない。

2 (略)

○「その債務の本旨に従った履行をしないとき」に当たるか。

○「これによって生じた損害」に当たるか。

○価値が上がっているのに「損害」なのか。

○近隣住民からの反発に配慮して塗料を変えたことは、「債務者の責めに帰することができない事由によるもの」に当たらないのか。

5 設問2

○Fは、取得時効を援用して、乙不動産の所有権を取得したい。

< (所有権の取得時効) 第162条 >

二十年間、所有の意思をもって、平穩に、かつ、公然と他人の物を占有した

者は、その所有権を取得する。

2 (略)

○「所有の意思をもって」とはどのような場合にいえるのか。

→「所有の意思」の判断基準に関する解釈

⇒占有取得の原因・権原の客観的性質を基準として判断される。

・Dは、使用貸借契約に基づいて借りていただけ。

⇒「所有の意思」は、権原の客観的性質からして無い。

→Fは、Dを相続しただけなので、借りていた地位を承継しただけ。

よって、「所有の意思」はない。

・・・しかし、相続によって占有を承継した人が、自分のものと信じて長期間占有している場合、これを保護する必要はないのか？

< (占有の性質の変更) 第185条 >

権原の性質上占有者に所有の意思がないものとされる場合には、その占有者が、自己に占有をさせた者に対して所有の意思があることを表示し、又は新たな権原により更に所有の意思をもって占有を始めるのでなければ、占有の性質は、変わらない。

→“相続によって、自分の物だと思い込んで占有を始めた場合”は、「新たな権原により更に所有の意思をもって占有を始めた」に当たらないのか？

・・・自主占有を信じる相続人を保護する観点からは当たると考えたいところ。

しかし、「相続」という所有者側にはよく分からない事情で占有の性質が変わってしまうと、貸しただけのつもりでいる（他主占有であることを信じている）

所有者の立場としては困ってしまう。

どのようにバランスを取るべきか。

【最高裁平成8年11月12日判決】

被相続人の占有していた不動産につき、相続人が、被相続人の死亡により同人の占有を相続により承継しただけでなく、新たに当該不動産を事実上支配することによって占有を開始した場合において、その占有が所有の意思に基づくものであるときは、被相続人の占有が所有の意思のないものであったとしても、相続人は、独自の占有に基づく取得時効の成立を主張することができるものというべきである（最高裁昭和四四年（オ）第一二七〇号同四六年十一月三〇日第三小法廷判決・民集二五卷八号一四三七頁参照）。

(中略)

他主占有者の相続人が独自の占有に基づく取得時効の成立を主張する場合において、右占有が所有の意思に基づくものであるといい得るためには、取得時効の成立を争う相手方ではなく、占有者である当該相続人において、その事実的支配が外形的客観的にみて独自の所有の意思に基づくものと解される事情を自ら証明すべきものと解するのが相当である。 けだし、右の場合には、相続人が新たな事実的支配を開始したことによって、従来の占有の性質が変更されたものであるから、右変更の事実は取得時効の成立を主張する者において立証を要するものと解すべきであり、また、この場合には、相続人の所有の意思の有無を相続という占有取得原因事実によって決することはできないからである。

○本問で、Fが「所有の意思」に基づいて乙不動産を占有したのはいつか。
→「所有の意思」= Fにおいて、「その事実的支配が外形的客観的にみて独自の所有の意思に基づくものと解される事情」が生じた時点。

- ・登記移転時？
- ・ラーメン店再開時？
- ・20年経過しているのか？

⇒結論

以 上

最優秀答案



表

| |
|------|
| 試験科目 |
| 民法 |

回答者:M.Tさん

令和6年12月15日実施 過去問プレゼミ 民法
 令和4年度予備試験民法
 講師:弁護士 井口賢人 (江川西川綜合法律事務所)
 <k.iguchi@egawa-law.jp>

民法
1頁

民法
2頁

第1.設問1について

1.小問(1)

ア. まず、本件請負契約は民法(以下、法名省略)559条本文の「売買以外の有償契約」にあたる。よって、民法の売買契約に関する規定が準用される。

イ. では、甲建物は、契約不適合(562条1項)の目的物にあたるか。

この点、本件請負契約の締結の際、BはAに、塗料Aを使用するよう申し入れ、Aはこれを了承している。また、塗料Aは、その極めて鮮やかなピンク色に特色があり、Bのコーホレトカラーとして特に採用されたものである。

よって、塗料Aの使用は本件請負契約の内容であり、甲建物は「契約の内容に適合しない」(562条1項)目的物となる。

ウ. また、Aは、Bによる塗料Aを使用した再塗装、求めを拒絶している。これは、履行の追完を拒絶する意思を明確に表示したとき(563条2項2号)にあたる。

エ. よって、563条2項2号から、Bの本件請負契約に基づく報酬の減額請求は認められる。

2.小問(2)

ア. まず、契約の目的物に不適合がある場合、契約者には追完請求権(562条)に代えて、415条1項に基づき、債務不履行に基づいた損害賠償請求権(564条)が認められる。

イ. では、本件では415条1項の要件を満たすといえるか。

(i) まず、先に述べたように、Aは塗料Aでの塗装を行っており、債務の本旨に従って履行をしていた。

(ii) また、^Bは塗料Aによる再塗装費用が「損害」にあたることを主張している。この主張について検討する。

この点、塗料Aよりも塗料Bのほうが高価であり、耐久性・防汚防水性能にも優れている。従って、甲建物の客観的価値は、外壁塗装を塗料Bで行ったことでもしる塗料Aで行った場合よりも高くなっている。よって、損害は発生していないとも考えられる。

しかし、本件請負契約において塗料AがBから指定された理由は、耐久性・防汚防水性能を重視したものでなく、Bの運営する他の店舗と合わせたコーホレトカラーで外壁を塗装するためである。

よって、Bは再塗装させざるを得ないため、塗料Aによる再塗装費用は「損害」といえる。

(iii) そして、上記債務不履行により再塗装の必要性が生じているため、債務不履行と損害の間には、相当因果関係が認められる。

(iv) 最後に、Aは確かに近隣住民の反発を理由に塗料を変更したにすぎない。しかし、変更前にその旨をBに報告・相談したと急っており、その点からAには帰責性が認められる。

(注意事項)

1 客票用紙の機能
客票用紙は、差込の客票用紙です。
行旅券の客票や本用紙に記載して提出した場合には、試験期間内に申し出があった場合を除き、無効となりますので、注意してください。
なお、試験期間中に客票用紙の取扱いを受けた場合には、試験監督員の指示に従ってください。(試験時間終了後の客票用紙の取扱いの申出は一切ありません。)

2 客票用紙の取扱い
客票用紙の取扱い、追加配布はしませんので、汚したり曲がったりしないでください。

客票用紙上の注意

(1) 客票は印刷物とし、原簿の枠内に記載に基づき添付してください。なお、客票用紙外(藍色部分及びその外側の黄色部分)に記載した場合には、客票部分は読み取れません。
(2) 客票は、黒インクのボールペン又は万年筆(ただし、ボールペンやボールペン類は必ず黒色で書き記すものに限る。)で記載することとし、このほかで記載した場合は、無効とさせていただきます。
(3) 客票を訂正するときは、訂正部分が行われる場合は併せて1行の場合には消線で行い、その次に書き直してください。
(4) 客票用紙の記載を書き換えて客票を作成した場合には、既記部分には「消かす」と、それ以外の場合は「消かす」とだけ、試験期間中にその客票用紙に記載してください。
※ 客票用紙の印刷部分には何も記載しないでください。
※ 客票に受領者の氏名又は特定人の客票であると判断される客票は無効客票として無効となります。

令和6年12月15日実施 過去問プレゼミ 民法
令和4年度予備試験民法
講師：弁護士 井口賢人 (江川西川総合法律事務所)
<k.iguchi@egawa-law.jp>

(v) 以上より、415条1項に基づき債務不履行に基づいた損害賠償請求の要件を満たす。

ウ、しかし本件では、Aが塗料Xによる再塗装、申し入れを行っている、請負人が任意に追完の申し入れをしているにもかかわらず、注文者がこれを拒絶して、追完に代わる損害賠償請求を行うことは可能か。

(i) この点について、代金減額請求権と別格扱いとする理由はないことより(563条1項、542条1項)注文者は未だ追完の請求を行わず、それが拒絶されたことにより、損害賠償請求が可能となることを解する。

(ii) 本件では、BはそもそもAの追完の申し入れを拒絶しており、追完を請求したことはない。

(iii) よって、Bは損害賠償請求ができない。

エ、以上より、本問請求は認められない。

第2 設問2について

1. Fは令和2年1月10日を起算点として乙不動産の取得時効を主張できるか。

ア、まず「所有の意思」(162条1項)は、占有権限の性質を踏まえ、外形的・客観的に判断されるべきである。

イ、本件において、Dの乙に対する占有は、CD間の使用貸借契約に基づいたものである。よって、外形的のみならず、所有の意思の他主占有となる。故に、乙不動産の固定資産税をDが負担していたことは使用貸借契約の組外収入であったものであり、所有の意思の表態ではない。

ウ、よって、Dは令和2年1月10日時点で乙不動産の「所有の意思」をもって、占有していたといえる。Fは同日を起算点として取得時効を主張することはできない。

3. では、Fは令和9年3月1日を起算点として乙不動産の取得時効を主張できるか。

ア、まず、親Dの死亡により、Fは乙に対する占有を、令和9年3月1日を起算点として(882条)、承継取得する(896条)。

上述のとおり、この占有は他主占有であり、所有の意思は認められない。そのため、Fは「新たな権限」(165条)による他主占有から自主占有への転換を主張する必要がある。

イ、この点、相続人による事実的支配のほか、外形的・客観的にのみで独自の所有の意思に基づくものである場合には、「新たな権限」はあり得ると解する。

ウ、本問に照らすと、Fが実際に乙不動産の管理を引き継ぎ、本件ラ・メニ店の営業を継続し始めたのは令和9年1月1日であり、同年3月1日時点では外形的・客観的にのみで独自の所有の意思に基づく事実的支配はあり得るとはいえない。

エ、しかし、乙の起算点を令和9年3月1日とする乙不動産の取得時効には主張できない。

4. 故に、令和29年4月16日現在では、自主占有の起算点である同年5月1日から「20年間」を経過しておらず、Fは取得時効を履行できない。

以上

- ・設問1小問(1)について、非常に丁寧に書かれていると思います。
論点に対して適切に回答することができていて、非常に良い答案だと感じました。
- ・設問1小問(2)について、追完請求と損害賠償請求の優劣の論点に気付いており、好印象です。解釈についてはこの方向性もありうると思います。
- ・設問2について、全体的に記述は正しいと思いますが、「3月1日」を起算点とした議論をしているのが何故なのか分かりませんでした。相続は「令和8年1月」であり、令和9年3月1日は登記名義に関する相談をしたというだけなので、この相談を持ちかけたことが、所有の意思を現したものと捉えるならばともかく(もちろん、それでは成立しませんが)、登記移転時期の4月1日でもなく、3月にフォーカスした理由が分かるようにした方が良いと思います。

また、185条は「権原」です。権限と、権原は、法律用語としては意味が違いますので、復習しておいてください。

○全体的に高い実力を感じました、この調子で頑張ってください。

以上